## 見本:第3-(1)号様式 第一表 (一般用)

第3-(1)号様式	G K O 3 O 4
令和 年 月 日 税務署長殿	
収受印	X   K   E   E   E   E   E   E   E   E   E
納税地 (電話番号 )	税申告年月日令和□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
【チェックポイント】	務 申 告 区 分 指導等 厅指定 局指定
●消費税の確定申告書であること	署 温信日付印 確認 確 個人番号カード 身元
● 課税期間が補助事業期間(令和2年4月1日から	型 認 通知カード・運転免許証 確 認
	理 年 月 日 「
令和3年3月31日) を含んでいること	表
自究和	→ PB 中 B 中 B 中 B 中 B 中 B 中 B 中 B 中 B 中 B
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	1年書 の場合の 元
至令和	→ 対象期間 至 令和 <b>□   □   □   □   □   □   □   □   □   □ </b>
この申告書による消費税の税額の計算	
+ 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十	
控除過大調整税額 ③	■
控 控除対象仕入税額 ④	T
短週等対価 (5)	20 控計 1997年 Lass 度四拉刀(4
税 貸倒れに係る税額 ⑥	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
額 控除税額小計 ⑦	■
控除不足還付税額 (⑦-2-3) 8	13   早期間
差 引 税 額 9 0 0	0 0 15 1
中間納付税額 10 0	16 月
納 (寸 税) 額 (1)	
	0 18
この申告書 既確定税額(3)	19 0 0 20
である場合 差引納付税額 (4) 日本の対価の額度 (5) 日本の対価の額度 (5) 日本の対価の額度 (5) 日本の対価の額度 (5) 日本の対価の額	
割合資産の譲渡(6)	22 付る 金庫・組合 出張所
<u> </u>	
地方消費稅 控除不足適付稅額 1⑦	
となる消費 差 31 税 額 18 0 0	
譲渡	53 と等
割額 納 税 額 ②          0	D O 54 ※税務署整理欄
中間納付譲渡割額②	O 55
納付譲渡割額 (30 - 3)	<del>□□</del>
中間納付還付譲渡割額 (2) - 20) (2) - 20)	<del>                                      </del>
が修正中告 葉 引 納 付 一	58 (電話番号 )
である場合 麓 渡 割 額 25 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0   59         税理士法第30条の書面提出有
消費稅及び地方消費稅の 会計(納付又は適付)稅額	60   ○ 税理士法第33条の2の書面提出有

## 見本: 付表 2-1「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

第4-(2)号様式

## 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表2-1 船 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 課 税 期 間 氏名又は名称 税率6.24%適用分税率7.8%適用分合 旧税率分小計 項 Ħ (X+D+E)1 課 税 売 上 額 (税抜き 課税売上割合 2 税 売 額 免 非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 海 外 支 店 等 へ 移 送 した 資 産 の 価 (3) 課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) 4 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) (5) 税 額 6 課 売 資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) 7 8 税売上割合(④/⑦) 課 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) 9 課税什入れに係る消費税額 (10) ※⑪及び⑫欄は、課税売上割合 5%未満、かつ、特定課税仕入 特定課税仕入れに係る支払対価の額 特定課税仕入れに係る消費税額 (12) 課税貨物に係る消費税額 13 納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整 (加算又は減算)額 (14) 課税仕入れ等の税額の合計 額 (15) $(10+12+13\pm14)$ 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 付表2-2の第X欄の金額) (16) (⑤の金額) 付表2-2の(DX欄の金額) **⑤**のうち、課税売上げにのみ要するもの (17) 税億税% 別 付表2-2の@X欄の金額) 上超 割の $[7 + (8 \times 4 / 7)]$ 高又合場 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ がはが合 等の税額 (⑮×①/⑦) 控の 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 付表2-2の@X欄の金額) 21) 環 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に 転用した場合の調整(加算又は減算)額 22 居住用賃貸建物を課税賃貸用額整に供した(譲渡した)場合の加算額 寸表2-2の②X欄の金額〕 23) 付表1-1の④D欄へ 控除対象仕入税 ※付表1−1の④E欄・ 24) [(⑯、⑲又は⑳の金額)±②±②+②]がプラスの時 ※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄・ 引控 除 過 大 調 整 税 (25) [(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±②+㉓]がマイナスの時 ※付表1−1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄~ 貸 倒回収に係る消費税額 26

正版で引きたいという。いたのでは、 日税率が適用された版引がある場合は、付表で2を作成してから当該付表を作成する。 ⑤及び①欄には、値引き、割反し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。